様式第3号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

身延町長

障害者緊急一時保護事業利用決定（却下）通知書

　年　　月　　日付けで利用申請のあった障害者緊急一時保護申請については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

　1　決定

⑴　利用者氏名

⑵　利用期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　⑶　利用施設

⑷　自己負担分（食費1日あたり　　　　円）　　　　　　　　円

　2　却下

　（却下理由）

　※今回の決定に対し、不服がある場合には、審査請求を行なうことができます。詳しくは、本通知書の裏面をご覧下さい。

（裏面）

審査請求について

＜教示＞

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　　　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。